

令和元年

議会運営委員会

6月20日

豊明市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

令和元年6月20日

午後1時00分 開会

午後1時19分 閉会

1. 出席委員

委員長	近藤郁子	副委員長	近藤善人
委員	堀内ちほ	委員	ごとう学
委員	青木亮	委員	鵜飼貞雄
委員	近藤千鶴	委員	毛受明宏
議長	三浦桂司		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議事課長	近藤恒明	議事担当係長	花井悟之
------	------	--------	------

4. 説明のため出席した者の職、氏名

議会事務局長 鈴木美智雄

5. 傍聴議員

服部龍一	中村めぐみ	林ゆきひろ	清水義昭
郷右近修	宮本英彦	一色美智子	ふじえ真理子

6. 傍聴者

なし

午後1時開会

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、議長より御挨拶をお願いします。

○議長（三浦桂司議員） 令和に入って初めての、市民からの請願でございます。

慎重に審議していただきたいと思えます。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

本日の傍聴については申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

初めに、請願第2号 傍聴人の議場等への電子機器持ち込み及び使用を求める請願を議題といたします。

それでは、請願者の山盛様より、請願の趣旨説明の申し出がございますので、5分以内で御説明をお願いいたします。

○請願者 よろしく願いいたします。

まずもって、17日の本会議で私が携帯電話をマナーモードにするのを忘れておまして、着信音が鳴りました。皆様には御迷惑をおかけしたと思えます。この場をおかりしておわびをしたいと思います。申しわけありませんでした。

それでは、本題に入ります。

本年4月に議員を退き、傍聴席からの参加となりました。市民という立場で見ますと、いろいろ気がつくことがありまして、その1つが今回の請願、傍聴人の電子機器の持ち込み及び使用許可であります。

請願の1つ目、傍聴人は議事の妨げにならない範囲で電子機器、ノートパソコンやタブレット端末、スマートフォンなどを持ち込み、使用を可能にするについて、補足の説明をさせていただきます。

一般質問の通告書の貸し出しはなく、タイトルの書いた紙が1枚配付されるような、今、状況になっております。質問の要旨、質問の中身、事項が手元になく、大変わかりにくさを痛感いたしました。そのとき、当然スマートフォンを持っておりましたので、ネットで公開している通告書を見られないということに大変不自由さを覚えました。

傍聴人が委員会を傍聴するときには、この後ろの、今も置いてありますが、後ろのテーブルに議案のファイルが置いてありますので、受付をしてこの部屋に入ればそのファイルを自由に見ることができます。事務局の手を煩わすことなく、議案を見ながら質疑あるいは答弁を確認していくことができるというような状況になっていますが、本会議は事務局で議案のファイルを貸し出してほしいというふうに申し出ないと、貸していただけないという経験をいたしました。どうしますかというふうに声をかけていただければよかったです。一番最初、初日の議案説明のときに傍聴いたしました。そういったことがなかった。結局何もなしで、議案の番号と、それからタイトルだけが書いたものが1枚いただけなので、それだけで傍聴するという状況でした。ちょっとそこにもまた、全くわからないのでね、言葉で聞いているだけでは。不自由だなというふうに感じたところがありました。

本会議場の傍聴席にその議案のファイルを置けば、こうしたことは解消できるかもしれませんが、議場の傍聴席は48席ありますが、それに対してファイルはそんなにそろっていませんので、必ずしもそのファイルを借りなくても、電子機器を使用すればどなたでも簡単に見ることができるということなので、ぜひとも見られるように、使用できるようになればいいなというふうに痛感いたしました。

それから、タブレットやノートパソコンが使用できれば、ペーパーレスで議案等のことについて書き込みとかメモをとることもできますし、わからないことをネットで検索したり、関連情報をその場で調べることもできます。電子機器の使用ができれば傍聴人の情報量、利便性は明らかに向上するというふうに感じました。

先ほどの委員会も傍聴してはいたんですが、いろいろ数字、単価、1台当たり、1人当たりみたいなことがよく議論されますけれども、それもスマートフォンに電卓機能があるけれどもそれが使えないので、電卓を持ち歩くかあるいは手で計算するかというようなことになるので、本当に議員をしていたときと今とでは、本当に不自由だなということを感じることが多々あります。

あと、請願の2つ目ですけれども、傍聴人は議長の許可を必要とせず、傍聴席において写真、ビデオ等の撮影及び録音を可能にするについてお話いたします。

スマートフォンやタブレットで写真やビデオ撮影、録音をする場合、一番気になるのはシャッター音かというふうに思います。スマートフォンの録音機能には、音が無音でありますので、これは全く問題になりません。

ビデオのほうのスイッチは非常に音が小さく、多分気にならないというふうに思います。もし気になるということであれば、部屋に入る前にスイッチを入れて持ってきて、終わっ

たら切る、出てから切るというふうになれば、その音の問題は解消されるというふうに思います。

写真のシャッター音は、確かに大きいかもしれませんが。これは発言中だとほとんど気にならないのか、それとも気になるのか、一度確認をした上で、確認した上で決めていただければいいかなというふうに思います。

あともう一つだけ済みません、2番目の公開のもう一つタイミングなんですけれども、タイミングについてはあと質問のところで答えたいと思いますので、ぜひその機会をお与えください。よろしく願いいたします。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。

本請願につきましては紹介議員が既に本会議場において趣旨説明をされましたが、補足説明の申し出がありましたので、紹介議員席に御移動いただき、説明をお願いいたします。

ごとう 学議員、お願いいたします。

（いいですかの声あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） お願いします。

○ごとう 学委員 それでは、重なる点も幾らかはあるかと思えますけれども、私からは3点申し上げたいと思います。

まず1点目は、この請願文書にもありましたように、前期、豊明市議会は日本一の議会を目指して改革をしてきました。日本一を目指すということは、他市がやっていないようなことに大胆に取り組むということだと思います。近隣市を眺めてそのまねをしているようなことでは到底日本一にはなれないと考える、そういう考え方をすることが必要だと思います。これが1点目です。

それから2点目、その場合、判断の基準となるのは、議会基本条例で高らかにうたった、市民に開かれた議会に向かっているかどうかということだと思います。市民に何でも見てもらい、それを踏まえて市民に参画してもらう方向を目指すことが大切なことだというふうに思います。これが2点目です。

それから3点目に、特に留意しなければならないことは、議員は権力者であるということです。意外に思われるかもしれませんが、市長といえども、議会の議決がなければ、一円の予算も自分の権限では使えません。一言といえども条例の条文を変えることはできません。議員はそれぞれが、そんな大きな権限の20分の1を持っている権力者なんです。で、権力者は民主主義社会では、市民の厳しい監視を常に受ける義務があるということ、このことをよく認識する必要があるというふうに私は思います。

この陳情は、議員がその活動中、写真、録画あるいは録音等の対象にもなるものですが

れども、権力者として甘んじなければならない当然の義務だと私は思います。この義務を果たせない、そういう人は、権力の座に座る資格がないというふうに私は心得ております。

以上、補足意見といたします。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 御苦労さまでした。

本請願につきまして、当局より状況等で説明できることがあればお願いいたします。

局長。

○議会事務局長（鈴木美智雄君） 現段階で特に申し述べることはございません。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） それでは、ただいまの説明に対し、質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 本請願に書かれております、こういった電子機器の持ち込みであるとか、あと撮影の許可、これというのは、近隣市町の動向がわかれば教えてください。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） おわかりになる方ということによろしいんですか。

局長、お願いします。

○議会事務局長（鈴木美智雄君） それでは、調べた限りという形でお答えしたいと思いますが、近隣市町ということで、尾三11市のおつき合いのあるところに今回、ちょっと照会という形でさせていただきましたが、この近隣では私どもと同じ状況という形で行っていました。

他の県内とか国内の市町村、自治体、一応調べてはみましたが、請願者の1番のほう、傍聴人が電子機器等を持ち込みというのをやっているというので調べた限りでわかったのが、東京都の杉並区と東京都の東村山市、こういったところがやっておるなというのが出てまいりました。

2番目の議長の許可を得ずにというところまでやっているところは、残念ながらございませんでした。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにいかがでしょう。

（発言する者あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 今の答えでよろしかったですか。

○鵜飼貞雄委員 わかりました。十分わかりました。

（発言する者あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 鵜飼委員。

○**鵜飼貞雄委員** 先ほど局長に説明を求めて、理解しましたので結構です。

(発言する者あり)

○**議会運営委員長(近藤郁子議員)** ほかにはいかがでしょうか。

鵜飼委員。

○**鵜飼貞雄委員** では、請願者にお尋ねしたいんですが、ただいま豊明市議会では、本会議場の状況とかネットで閲覧できるというか、配信されておりますよね。2番の写真撮影、ビデオの撮影、また録音というふうに書いてあるんですけど、これはどのような意図でされるのかというのを教えてください。

○**議会運営委員長(近藤郁子議員)** お願いいたします。

○**請願者** 開かれた議会ということを目指していただくためには必要かなというふうに考えております。

○**議会運営委員長(近藤郁子議員)** 鵜飼委員。

○**鵜飼貞雄委員** 開かれた議会には必要ということなんですけども、どこが開かれた議会につながるのかというのがちょっと僕まだわかってないんで、わかりやすく教えてください。

○**議会運営委員長(近藤郁子議員)** お答えいただけますか。

○**請願者** 1つは、議員が認められていることはなぜ市民がだめなのかということで、市民にも同等の権利を与えるのが本来ではないかというところがまず一番あります。

それから、本会議においては翌日にネット配信されておりますが、委員会については委員会、議会終了後1カ月以上かかるので、正直言って審議の様子というか、それをなかなかつぶさに市民は知ることができません。もちろん傍聴している者もなかなか記録にとどめることも大変なので、そういった意味で皆さんの議会の様子をしっかりと間違いなく理解するという意味では、自分で記録をとるということは相当に効果があるというふうに考えております。

要するに、わかりやすい議会、より市民に身近な議会を目指していただくという点においても、2番の項目というのは相当意味があるというふうに考えております。

○**議会運営委員長(近藤郁子議員)** 鵜飼委員。

○**鵜飼貞雄委員** では、今の説明を私の中でかみ砕いていきますと、ネットでそれを今、議場でのやりとりとか委員会でのやりとりを市民の方が確認するまでにはタイムラグがあると。それを、タイムラグというものを縮めるためにも必要であるというふうに言われたように私は聞こえたんですけども、つまりそれは、撮影されたものを個人の判断でネット上に公開するのが前提だというお考えでしょうか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 山盛さん、お願いいたします。

○請願者 私のことを言ってらっしゃるのか、誰のことを言ってらっしゃるのかわかりませんが、それは傍聴人がなさることなので、私がお答えできる範囲内ではございません。

（わかりましたの声あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにいかがでしょう。

（進行の声あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 特にないようですね。御苦労さまでした。

それでは、ただいまの答弁をいただきましたので、質疑を終了させていただきたいと思えます。

以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

ごめんなさい、失礼いたしました。その前に、紹介議員、自席のほうにお戻りいただけますでしょうか。委員席のほうにお戻りください。失礼いたしました。

失礼いたしました。鵜飼委員、お願いいたします。

○鵜飼貞雄委員 私のちょっと意見を述べさせていただきたいんですが、請願を一番最初、僕も拝見したときに、時代の流れからするとこういう方向というものも今後、模索していかなければならない状況にきているのかなというふうに思っておりました。

しかし、先日、議案質疑の際に、ちょうど当局さんの答弁中でしたかね、僕の記憶では。傍聴席から携帯の着信音が鳴り、そのときに答弁されていることがちょっと聞こえなかったことと、あと集中が切れちゃうというんですかね、ちょっと集中できない状況に陥りました。

ですので、そういったことも勘案しますと、こういった通信機器とか電子機器の持ち込みというのは今後やっていきたいなという思いは僕もあったんですが、そういった事実を勘案すると、むしろ逆にもう少し厳しい取り扱いもしていけないといけなくなってきたのかなというふうにも今、思っております。ですので、私の個人の意見としては、ちょっとこちらの請願の内容には賛同できないということで、反対とさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

近藤副委員長。

○近藤善人委員 私は、趣旨採択の立場で討論させていただきます。

1については納得できるんですけども、2についてはちょっと必要性が十分理解できませんので、趣旨採択とさせていただきます。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにいかがでしょうか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 それでは、採択の立場で討論をさせていただきます。

先ほど補足意見で、近隣を眺めて決めておるようでは先進的な議会になれないと申し上げた、その直後に近隣市の動向はという質問が出て、思わず笑い声が出てしまいました。議員がそういう意識を持っているということが私は問題ではないかなというふうにまず思います。改革をしようと思うなら、大胆に、豊明市の私たち自身の頭で考えて何が必要かということを考えるべきだろうというふうに思います。

それから2点目に、ネット配信していることでタイムラグのことが先ほど討論でありましたけれども、ネット配信というのはごく一部切り取って映るだけですよ、発言している人だけとか。発言しているところ以外で私語を、平気で私語といいますか、不規則発言をしているような姿は全く市民には伝わりません。私は、議会をちゃんと理解してもらうためには、そういうこともきちんと伝わるような配信の仕方が必要だろうというふうに思います。

それから、先ほど着信音で聞こえなくて集中が途切れたというようなお話がありました。大変熱心に議会に臨んでおられるのだなと思って感心をいたしましたけれども、今、申しましたように、不規則発言で、私の席から見ると右の前のほうの当局側、それから右の左のほうからしょっちゅう不規則発言が聞こえてきて、聞き取るのに苦労することがよくあります。厳しくすべきは議員であって、傍聴者ではないということを申し上げておきたいと思えます。

この程度のことはすんなりと決めてやっていくのが、議会改革を目指す豊明市議会の姿勢であるべきだと思いますので、全面的に賛成といたします。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

請願第2号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 賛成少数であります。

続いて、請願第2号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 賛成少数であります。よって、請願第2号は採択、趣旨採択、賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたします。

お諮りいたします。委員会報告書については、私に一任願えますでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。委員会報告書につきましては、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて議会運営委員会を閉会いたします。

午後1時19分閉会